

身体・知的障害者相談支援部会 実績報告

(令和6年11月末現在)

1 部会の開催について

令和6年度 2回開催（予定）

(1) 第1回 令和6年9月12日

- ・基幹相談支援センターの実績報告
- ・相談支援専門員と基幹相談支援センターについて
- ・「緊急時」「親亡き後」に備えて

(2) 第2回 令和7年3月（予定）

- ・「緊急時」「親亡き後」に備えて調査報告
- ・主任相談支援専門員の役割及び加算等について

2 部会員の構成（身体・知的障害者相談支援部会員一覧のとおり）

区職員9人、障害者施設法人代表者7人

3 実績内容

(1) 相談支援事業所の指定種別及び登録相談支援専門員数

相談支援事業所数	特定相談支援事業所	40
	（うち、障害児相談支援の指定があるもの）	15
相談支援専門員数	区事業所	11
	民間事業所	73（うち主任6名）
	合計	84名

(2) 障害者基幹相談支援センターについて

相談支援専門員及び基幹相談支援センター各々の役割を確認するとともに、連携や伴走支援のより良い在り方について検討を行っている。また、引き続き、コーディネート機能・家族支援・地域の相談支援体制の強化を行っている。

①相談支援専門員と基幹相談支援センター 別紙1

②葛飾区基幹相談支援センター相談実績 別紙2

(3) 障害者基幹相談支援センターの一部業務委託

社会福祉法人武蔵野会が委託先となり、下記業務を委託する。

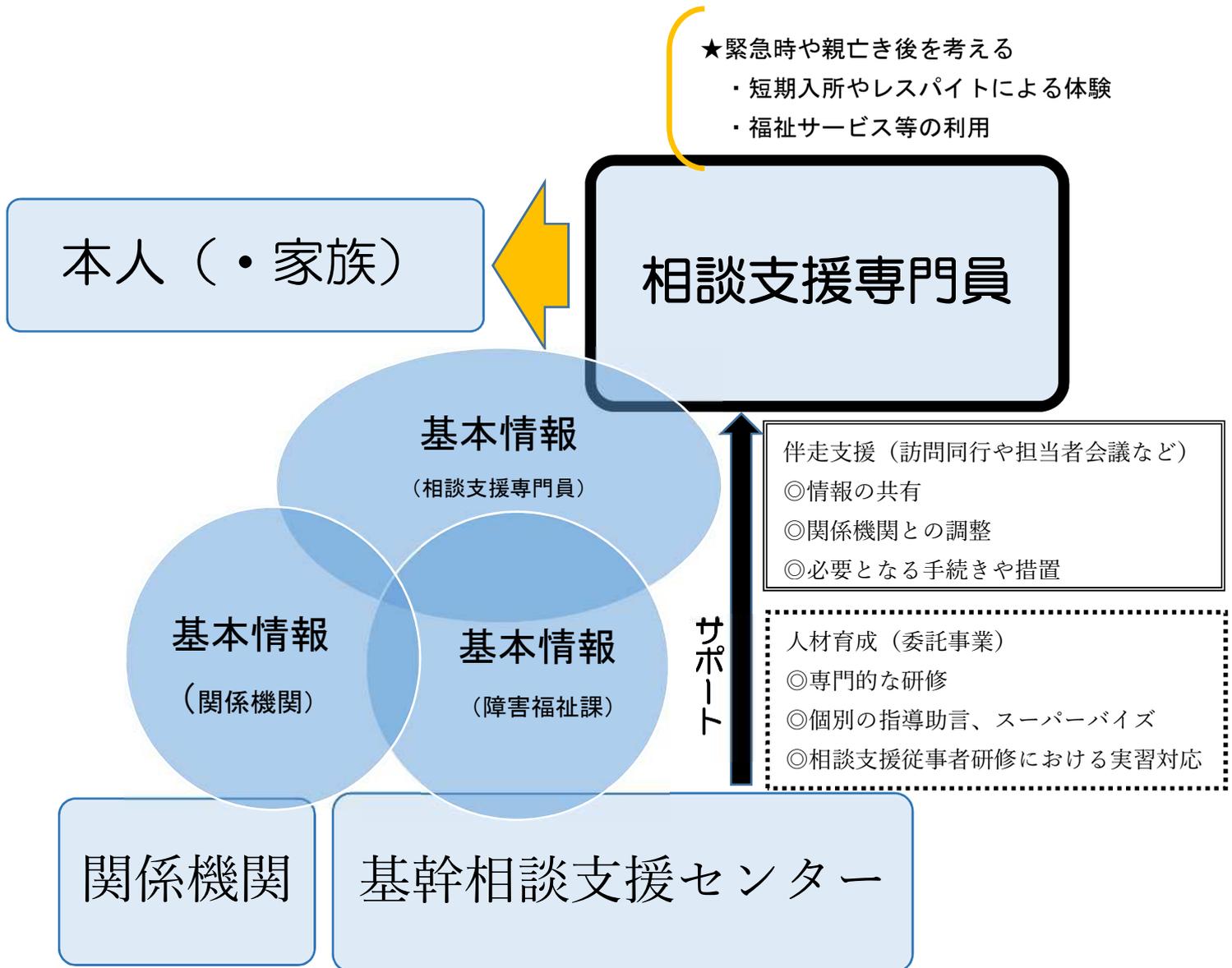
契約の履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

①相談支援事業所に対する研修及び医療連携関係者研修の実施 別紙3

②サービス等利用計画や個別支援に係る専門的指導助言 1件

③東京都相談支援従事者等研修に係る対応 現任研修…24名
初任者研修…15名（予定）

相談支援専門員と基幹相談支援センターの役割



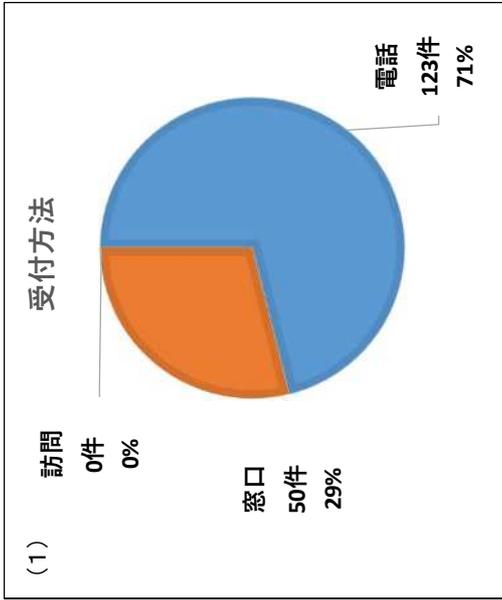
日頃からの取組

★基本情報（世帯情報）の事前把握

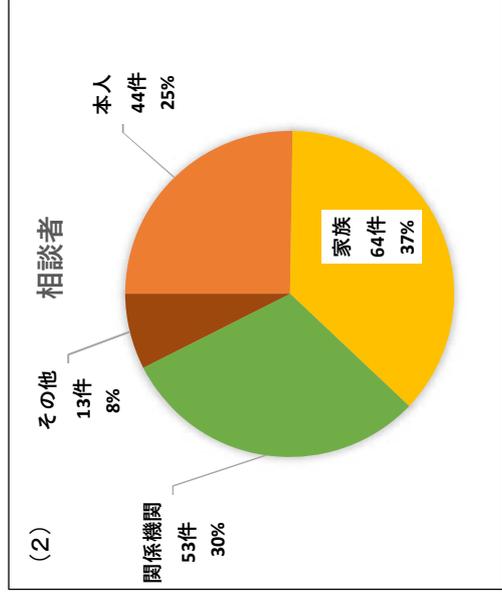
- ・既存の情報や仕組みを活用（緊急一時登録情報など）
- ・福祉サービス事業所の情報

障害者基幹相談支援センター 総計(令和6年4月1日～11月30日時点)

別紙2

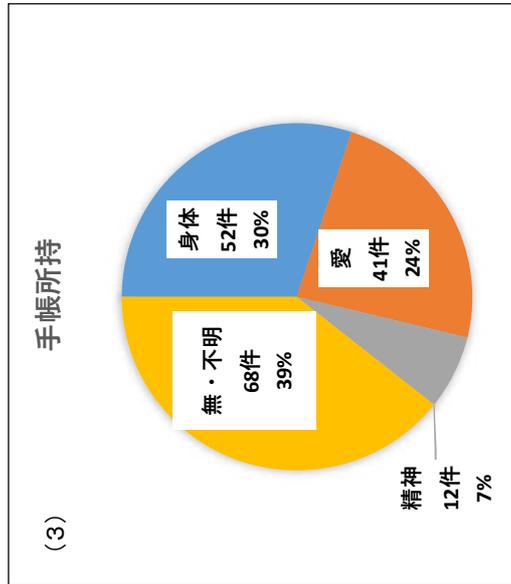


基幹相談支援センター受付としては、電話での相談受付が最も多い。



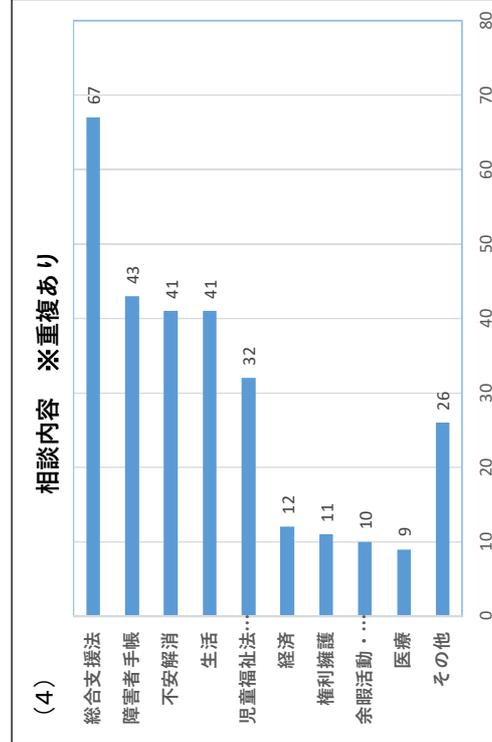
相談者は家族からの相談が最も多く、次いで関係機関からの相談、本人からの相談である。

【主な関係機関】
 ○西・東生活課
 ○医療機関
 ○障害福祉サービス事業所等

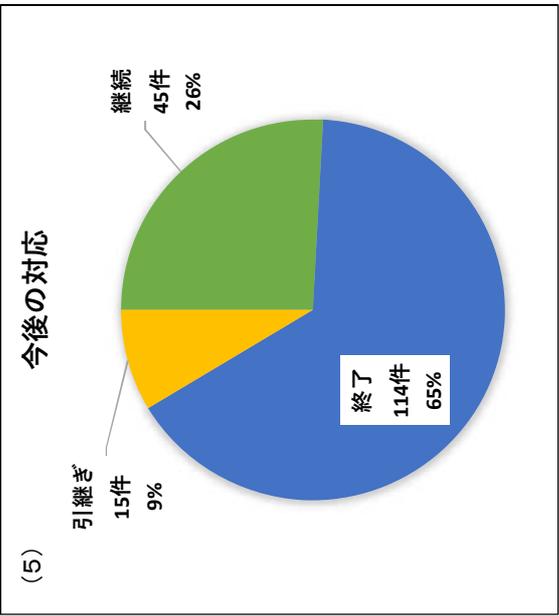


相談対象者の手帳所持は、身体が最も多い。

無・不明が多い理由は、不安解消のための相談など初回相談で聞き取りづらい場合があることが理由として考えられる。

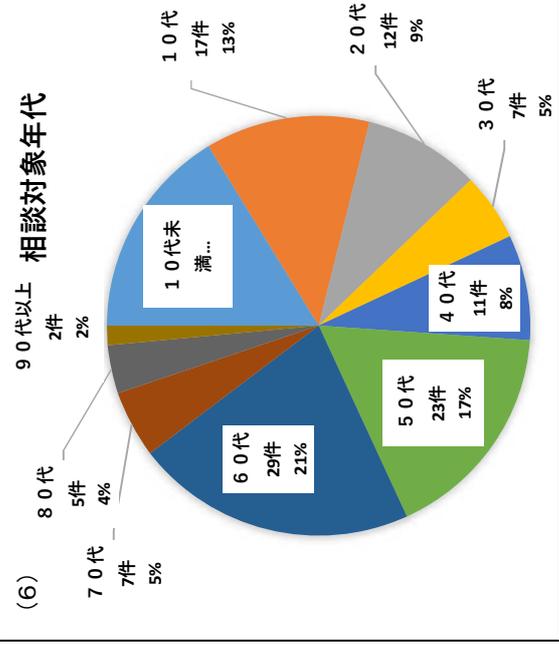


手帳取得後に利用できる障害福祉サービスについての相談や今後の生活を送る上での不安に関する相談が多く寄せられている。必要に応じて、関係機関に繋いでいる。



今後の対応としては、電話、窓口にて対応終了が7割近くを占めている。
理由としてあげられるのは2点である。

- 一般的な相談で終了となる場合(総合支援法、児童福祉法サービスの申請、利用方法の案内)
- 不安を窓口や電話で話をした結果、解消した場合。



○10代未満～10代は主に児童福祉法に基づくサービス相談が多い。

○50代以降は、障害者手帳取得後のサービス利用相談(総合支援法、障害者控除、手当等)が多い。

※相談対象者年代は実際に電話、窓口にて聞き取れた場合のため、実際の数とは異なる場合があります。

相談支援事業所に対する研修及び医療連携研修

別紙3

令和6年度 実績と今後の予定

研修会	日時	講師	研修内容	ねらい	参加人数
第一回 「事業所自己紹介」	4/22 (月) 13:30～15:30	なし	各相談支援事業所より自己紹介 困りごとの共有	相談員同士の顔の見える関係づくりに繋げていく。	39名
第二回 「Q&A～書類作成から日々の業務まで」	5/28 (火) 13:30～15:30	なし	グループワークで困りごとや不安などについて話し合い、他グループや基幹相談支援センターとQ&Aをおこなう	経験年数や専門分野など様々な相談員同士で問題を共有しながら、問題に対する考え方や取り組み方を学ぶ機会とする。	38名
第三回 事例検討「複雑な家庭への連携支援」	6/18 (火) 13:30～15:30	ファシリテーターとして くらしのまるごと相談 課 高城係長	くらしのまるごと相談課の協力を得て、架空事例を用いた事例検討、及び家庭内に複雑な課題がある事例を用いて、グループワークを行う。	相談支援の対象だけでなく、家庭・家族の問題に直面した際の考え方やアプローチについて、事例を通して学ぶ。	43名
第四回 「医療的ケア児支援センターの活動・医療的ケア児の活動・医療的ケア児について」	7/24 (水) 13:30～15:30	特定非営利法人 地域さぼーと研究所理事 下川和洋氏 東京都医療的ケア児支援センター 岩崎京子氏	講義「医療的ケア児支援センターの活動・医療的ケア児コーディネーターについて」 医療的ケア児の架空事例を用いた事例検討	講義を通して、医療的ケア児者の相談に対するサポート体制などについて学ぶ。グループワークを通して、医療的ケア児者の相談援助の支援の見立てとポイントについて学ぶ。	40名
第五回 「障害福祉の現状と今後の展望について～相談支援の役割と葛飾区の現状」	9/5 (木) 13:30～15:30	日本福祉大学福祉経営学部 教授 綿 祐二氏	講義「障害福祉の現状と今後の展望について～相談支援の役割と葛飾区の現状」	葛飾区障害者施策推進計画策定委員会の委員長でもある綿先生に、東京都、葛飾区の障害福祉の現状から今後の展望、相談支援員の担うべき役割について学ぶ。	48名

第6回 「医療的ケアに関する事例検討」	10/24 (木) 13:30～15:30	特定非営利法人 地域さぼーと研究所理事 下川和洋氏	前半：講話「重症心身障害者の地域生活支援～みんなと生きていく」 後半：グループワーク「医療的ケア児者の生活についての事例検討」	日頃の業務の中で、医療的ケア児者の相談に携わっている方もほとんど関わりのない方も、それぞれの立場で意見を出し合いながら医療的ケア児者の生活に必要な視点を考える機会とする。	24名
第7回 「葛飾区内の医療的ケア児者の事例報告」	11/28 (木) 13:30～15:30	特定非営利法人 地域さぼーと研究所理事 下川和洋氏	前半：葛飾区重症心身障害児(者)を守る会様よりいただいた事例について講師とご家族とのシンポジウムを行う 後半:グループディスカッション	医療的ケアを行う方のご家族から直接話を聞くことで、医療的ケア児者への理解を深め、障害を抱えながら自分らしく生活していくために、相談支援専門員としてどう関わってあげばよいかについて考える機会とする。	33名
第8回 相談支援専門員 研修(予定)	12/18 (水) 13:30～15:30				—
第9回 相談支援専門員 研修(予定)	1/21 (火) 13:30～15:30				—
第10回 医療連携研修 (予定)	2/26 (水) 13:30～15:30	特定非営利法人 地域さぼーと研究所理事 下川和洋氏			—

差別解消部会 部会員名簿

	団体種別	区職員・障害者関係団体等
障害者関係団体を代表する者(8名)	肢体不自由障害者団体	高障会
	聴覚障害者団体	葛飾区聴力障害者協会
	内部障害者団体	葛飾区地域腎友会
	難病患者団体	葛飾パーキンソン病友の会 げんき会
	知的障害者団体	葛飾区手をつなぐ親の会
	肢体不自由者団体	葛飾区肢体不自由児者父母の会
	高次脳機能障害者団体	高次脳機能障害者 家族会 かつしか
	特別支援学校PTA	東京都立水元特別支援学校PTA
区職員(7名)		福祉部障害福祉課長
		健康部保健予防課長
		総務部人権推進課長
		福祉部障害福祉課相談係長
		// 障害福祉課援護係長
		健康部保健予防課保健予防係長
		// 保健予防課保健予防担当係長

身体・知的障害者相談支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、身体・知的障害者相談支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号及び第3号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 計画相談支援及び障害児相談支援(以下「相談支援」という。)に関する事。
- (2) 指定相談支援事業所との連絡・調整に関する事。
- (3) 困難事例の相談支援に関する事。
- (4) その他相談支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害者施設課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年4月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
福祉部障害者施設課長	副部会長
福祉部障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課相談係長	
福祉部障害者施設課地域活動支援係長	
健康部保健予防課長	
〃 保健予防課保健予防係長	
児童相談部子ども家庭支援課長	
〃 子ども家庭支援課発達相談係長	
区内指定特定相談支援事業所代表者	
区内指定障害児相談支援事業所代表者	